

# 市議会議員選挙および市長選挙のお知らせ

**投票日** 4/19 (日)

**告示日** 4/12 (日)

定数について

選挙名	区域	定数
登米市議会議員一般選挙	登米市全域	30人
登米市長選挙		1人

市議会議員選挙については、今回の選挙から町ごとの選挙区が廃止され、市全域で1つの選挙区となり、定数も48人から30人に削減されます。

### 投票区および投票所の変更

市選挙管理委員会では、投票区を見直しました。今回の選挙から、見直し後の新しい投票区において投票することになります。

投票所案内と入場券は、告示後、区長さんを通じて配布しますので、ご確認願います。

### 投票日に投票所に行けない人

投票日の当日都合がつかず、指定された投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

また、指定施設や他市区町村で投票する不在者投票、介護保険被保険者証（要介護5）や身体障害者手帳（一定の障害）をお持ちの人は、郵便による不在者投票ができます。

なお、不在者投票には、事前の手続きが必要です。手続きには時間がかかりますので、該当すると思われる人は市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

登米市のまちづくりに参画する大事な選挙です。大切な一票を投じましょう。

投票にふれてみませんか！



ふるってご応募ください

## 投票立会人を募集します

皆さんに選挙をもっと身近に感じてもらえる投票所づくりを目指し、投票立会人を募集します。

### 仕事の内容

投票が公正に行われているかどうかの立ち会いをします。

### 対象者

- ①市の選挙人名簿に登録されている人
- ②特定候補者や政党などに直接関係がない人
- ③明るい選挙の推進に理解のある人

	投票日	期日前投票
立会日時	4月19日(日) 午前7時～午後8時	4月13日(月)～18日(土) 午前8時30分～午後8時
立会場所	あなたが投票を行う投票所	期日前投票所(市内9カ所)
報酬額	10,700円/日	9,500円/日
立会人定数	1投票所3人	1投票所2人

### 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入して、お住まいの地域の総合支所地域生活課に提出してください。応募用紙は、各総合支所と選挙管理委員会事務局にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

募集期限 2月27日(金)

## 選挙啓発標語を募集します

市議会議員・市長選挙において、市民皆さんの投票参加と明るい選挙を進めるため、標語を募集します。

### 応募資格

登米市を愛する人

### 応募方法

様式は指定しません。標語（1作品20字以内）と、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入の上、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、市選挙管理委員会事務局に応募してください。なお、入選者には記念品を進呈します。

募集期限 2月27日(金)

※応募作品は、返却しません。

※市選挙管理委員会にて選考された作品は、市議会議員・市長選挙の入場券などの印刷物や各種啓発活動で使用します。

※応募作品に関する著作権は、市選挙管理委員会に属するものとします。

### 【問い合わせ】

〒987-0511

登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1  
市選挙管理委員会事務局

☎0220(22)2198 FAX0220(22)9164

✉senkyokanri@city.tome.miyagi.jp

# 申告

市県民税など

# 申告相談が始まります

2月10日(火)から3月16日(月)まで

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の申告相談は、2月10日(火)から3月16日(月)まで、各町域、行政区ごとに実施します。申告日程は、各世帯に配布されている「申告相談について(ご案内)」で確認してください。

## 申告が必要な人

平成21年1月1日現在、市内に住所を置き、次に該当する人が対象となります。

- ①平成20年中に所得のあった人(公的年金を受給している人を含む)。

また、給与所得者については、次に該当する人が対象となります。

- ◎勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
- ◎勤務先で給与の年末調整がされなかった人
- ◎給与所得のほかに農業所得や営業所得などの各種事業所得、不動産所得、配当

## 申告相談時に必要なもの

- 申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印
- 事業所得者(営業、農業など)は、関係帳簿・経費の領収書など
- 給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票原本
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
- 社会保険料控除(国保税、国民年金など)を受けるときは、領収証書、証明書(国民年金の場合、社会保険庁からの控除証明書が必要です)
- 障害者認定されている人で障害者控除を受けるときは、障害者手帳や療育手帳
- 要介護認定されている人で障害者控除を受けるときは「障害者控除対象者認定書」
- 生命保険料控除、損害保険料控除を受けるときは、支払保険料の証明書
- 住宅借入金等特別控除を受けるときは、登記簿謄本・住民票の写し・売買契約書・住宅借入金の年末残高証明書・源泉徴収票
- その他、収入と経費が分かる書類

申告に必要なもの

農業申告に必要な書類

- 農協との取引明細書(売り上げと経費が分かる書類)
- 収支を記載した関係帳簿、領収書など
- 各種農業関係補助金などの証明書
- 農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類
- 自家消費の農産物(米、野菜)の数量・金額
- 農作業を受託しているときは、収入が分かる書類
- 肉用牛を販売したときは、出荷一覧書・売却証明書と経費が分かる書類

所得、雑所得などの所得があった人

②次のいずれかに該当する人は、申告書附表の提出だけにかまいません。附表を提出することで、申告したことになります。

◎収入がまったくなかった人(他市町村にいる家族の

扶養になっっているなど)

◎収入が障害年金・遺族年金・失業給付などの非課税所得のみの人

◎収入が国民年金のみの人  
※申告書附表は「申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を記入し、各申告会場または各総合

支所地域生活課に3月16日(月)まで提出してください。

午前10時30分までとなりますので注意してください。

## 日曜日の申告相談

申告期間中、各申告会場では1日間の日曜日の申告相談を実施します。受付時間は、各会場とも受付開始時刻から、

## 【問い合わせ】

総務部税務課 市民税係  
☎0220(22)2163